

明星大学動物実験に関する規程

平成19年1月1日
制 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、科学的観点と動物愛護の観点から、明星大学（以下「本学」という。）における動物実験計画の立案及びその実施等を安全かつ適切に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定める通りとする。

- (1) 動物実験等とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等とは、動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験動物とは、動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (4) 動物実験計画とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者とは、学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する者をいう。管理者は、学長が任命する。
- (8) 実験動物管理者とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。実験動物管理者は、学長が指名する。
- (9) 飼養者とは、実験動物管理者又は動物実験実施者のもとで、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 管理者等とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (11) 身体の保定とは、各種の実験処置又は治療等のため、手動的に又は器具を用いて、実験動物の正常な動作を局所的に又は全身的に制限することをいう。
- (12) 人道的エンドポイントとは、実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング、すなわち安楽死処置を施すタイミングをいう。
- (13) 安楽死処置とは、苦痛を伴うことなく、実験動物に速やかな意識消失と死を誘導する行為をいう。
- (14) 検疫とは、施設等への感染症の侵入を防ぐために、新しく導入する実験動物について、健康状態が確認されるまで既存の動物から隔離し、症状の観察や必要に応じて微生物学的検査等を行う行為をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験等の実施にあたっては、次の各号に定める事項を基本原則とする。

- (1) Refinement：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法で実験を行うこと。
- (2) Replacement：科学上の利用の目的を達成することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
- (3) Reduction：科学上の利用の目的を達成することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること。

(学長)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施及び安全確保を総括し、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 実験動物の適正な飼養・保管並びに施設等の整備及び管理の方法の策定
- (2) 動物実験等の実施に係る学内規程の策定
- (3) 動物実験計画の承認
- (4) 動物実験計画の実施の結果の把握
- (5) 動物実験等の法令及び規程等への適合性に関する自己点検・評価
- (6) その他動物実験に係る必要な措置

(動物実験委員会)

第5条 動物実験に係る事項について、学長の諮問に応じ、調査し、又は審議するため、明星大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

第2章 動物実験計画の承認

(動物実験計画書の提出)

第6条 動物実験責任者は、動物実験を行う場合は、あらかじめ所定の動物実験計画書を当該部署の長を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

(実験計画の審査及び承認)

第7条 委員会は、学長の諮問に応じ、当該動物実験計画の適法性、並びに動物福祉、安全管理、倫理的及び科学的観点に基づく妥当性を審査し、その結果を速やかに学長に答申する。

2 学長は、前項に定める委員会の審査結果に基づき、当該動物実験計画の承認の可否を決定し、当該部署の長を経て、動物実験責任者に通知する。

(実験計画の変更)

第8条 承認された実験計画の変更が必要な場合の手続きは、第6条を準用する。

(報告)

第9条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を履行した後、次の各号に定める事項を学長に報告する。

- (1) 使用実験動物数
- (2) 承認を得た実験計画からの変更の有無
- (3) 当該動物実験等の成果
- (4) その他必要な事項

2 学長は、必要に応じて、当該報告内容の適正性を動物実験委員会に諮問する。

第3章 実験動物の選択及び授受

(実験動物の選択)

第10条 動物実験責任者は、実験動物の選択にあたって、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 実験目的に適した動物種の選定
- (2) 実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数
- (3) 遺伝学的及び微生物学的品質、並びに飼育条件

(実験動物の導入)

第11条 動物実験実施者は、実験動物の導入にあたって、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 実験動物を関連法令に従い合法的に入手すること
- (2) できるだけ、合目的的に生産され、微生物モニタリング成績又は感染症検査成績の添付された実験動物を用いること

(輸送)

第12条 動物実験実施者は、実験動物を施設等に導入するための施設等間の移動（以下「輸送」という。）にあたって、次の各号に定める事項に留意する。

- (1) 実験動物の輸送にあたり、実験動物の健康及び安全、並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること
- (2) 輸送は、できるだけ短時間に完了するように努めること
- (3) 輸送中の実験動物には、必要に応じて給餌・給水を行うとともに、空調及び換気等により適切な温度を維持すること
- (4) 輸送中の実験動物による環境汚染の防止及び実験動物の逸走を防止するため、適切な容器等を用いること
- (5) 国境を越える輸送は、「生きた実験動物の国際航空輸送協会による規程」に配慮して行うこと

(検疫)

第13条 実験動物管理者は、搬入した実験動物について、実験動物の規格、品質及び異常等について検収し、適切な検疫・順化を行い、必要に応じて適切な微生物学的クリーニングもしくは薬物投与、又はワクチン接種等を行う。

(順化)

第14条 動物実験責任者は、導入された実験動物を動物実験に供する前に、必要に応じて適切な順化期間を設定し、実験動物が新たな環境又は実験方法に適応するよう配慮する。

(実験動物に関する情報収集)

第15条 動物実験責任者は、実験動物を譲渡・販売する者から、当該実験動物の生理・生態、習性、適正な飼養及び保管方法、微生物学的品質、及び感染症の疾病等に関する情報を得なければならない。

第4章 動物実験計画の実施

(身体の保定)

第16条 動物実験実施者は、実験動物の身体の保定を行う場合、適切な大きさと操作しやすく、かつ当該

実験動物に与える不快感や傷害のできるだけ少ない保定器具等を使用し、実験動物の健康に留意して行う。

2 保定器具等を使用する場合、保定器具と動物実験実施者に順化させる期間を設けなければならない。

(給餌及び給水)

第17条 実験動物に対する給餌及び給水制限は、次の各号に定める事項を考慮して行う。

(1) 実験上の理由から給餌及び給水を制限する場合でも、最低必要量の飼料及び飲水が摂取されるように計画すること

(2) 研究を理由にした給餌及び給水制限には、科学的根拠を明示すること

(3) 脱水状態をモニターするため、生理学的又は行動学的指標の観察に加えて体重測定等を実施すること
(外科的処置)

第18条 動物実験実施者は、外科的処置による侵襲を実験動物に加える場合、研究の目的を損なわない範囲で、実験動物の苦痛をできるだけ軽減するよう留意しなければならない。

(鎮痛処置、麻酔及び術後管理)

第19条 動物実験実施者は、当該動物実験等の目的に応じて、麻酔薬、鎮痛剤及び鎮静剤を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めなければならない。

2 動物実験実施者は、特に侵襲の激しい動物実験の実施においては、獣医学的な方法により適切な術後管理を行わなければならない。

(人道的エンドポイント)

第20条 苦痛度の高い動物実験等を行う場合、動物実験責任者は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイントを設定する。

2 人道的エンドポイントの設定は、該当する国際ガイドラインに準じて行う。

(安楽死処置)

第21条 動物実験等は安楽死処置をもって終了することを原則とする。

2 動物実験等の過程で実験動物に激しい苦痛が見られ、麻酔及び鎮痛処置を加えることが研究の遂行上適用できないと判断された場合、当該実験動物に対する安楽死処置を行う。

3 安楽死処置に使用する薬剤及び方法等は、動物種及び実験目的に依存して選択する。

4 動物実験責任者は、必要に応じて、実験動物の専門家に助言及び指導を求める。

5 安楽死処置を行う場合、他の実験動物に苦痛を感じとられないような方法で行わなければならない。

6 安楽死処置は、当該動物種に対する手技を習得した動物実験実施者が行い、当該実験動物の死を必ず確認しなければならない。

(安全管理への配慮)

第22条 遺伝子組換え実験、放射性物質や放射線を用いる動物実験等、毒物・劇物・向精神薬等を用いる実験、及び病原体又は有害化学物質等を用いる動物実験等は、それぞれ関係法令及び規程等を遵守し、実施しなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の死体及び実験廃棄物の処理を適切に行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止しなければならない。

第5章 実験動物の飼養・保管及び健康管理

(飼養及び保管の基本)

第23条 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の飼養及び保管にあたり、当該実験動物に固有の生理、生態、及び習性が発揮され、できるかぎりストレスを抑えるよう努めなければならない。

2 異種又は複数の実験動物を同一の施設で飼養及び保管する場合、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行う。

3 飼養者は、実験動物の習性等を考慮した適切な給餌、給水等を行う。

(実験動物の健康管理)

第24条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の健康状態に関する情報を相互に提供し、実験動物が動物実験等の目的とは無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物が動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかった場合、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な治療等を行う。

(感染症の発生予防)

第25条 管理者及び実験動物管理者は、感染症の発生予防のため、動物種や動物実験等の目的に応じて、実験動物の検疫・隔離及び微生物モニタリングの実施を検討する。

(記録管理)

第26条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼養の履歴、病歴及び飼育環境等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行う。

第6章 施設等

(施設等の要件)

第27条 実験動物に係る施設等は、次の各号に定める要件を備えなければならない。

- (1) 動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、実験動物の生態及び習性等を考慮した適切な空間を備え、適切な温度、湿度、明るさ等を保つことができる構造とすること
- (2) 実験動物の逸走防止の構造と強度を有すること
- (3) 清掃、消毒又は滅菌等の作業が容易な構造とすること
- (4) 実験動物が、突起物、穴、くぼみ及び斜面等により傷害等を受ける恐れがない構造とすること
- (5) 実験動物の臭気、騒音及び廃棄物の取扱いに配慮がなされていること

(周辺環境の保全)

第28条 管理者、実験動物管理者及び動物実験責任者は、動物実験に係る廃棄物等の適切な処理を行うとともに、施設等を常に清潔にし、微生物等による環境の汚染、臭気及び騒音の防止等、施設等の周辺環境の保全に努める。

(実験動物の逸走等の防止)

第29条 管理者、実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物が施設等から逸走しないよう、施設するなど必要な措置を講じる。

(施設等への立入り)

第30条 施設等へは、原則として、動物実験関係者以外の立入りを避ける。

第7章 安全管理

(安全管理)

第31条 学長は、法令等に基づき、施設等における動物実験に係る業務の安全衛生確保に努め、管理者等が実験動物に由来する疾病にかかることを予防し、その健康管理のため必要な措置を講じる。

2 物理学的、化学的に危険な材料又は病原微生物（以下「危険因子」という。）を取扱う動物実験等及び遺伝子組換え生物を用いる動物実験等においては、人や実験動物の安全と健康、生態系への影響、実験動物が傷害を受けることによる実験結果の信頼性の低下等が起こらないよう努めなければならない。

3 動物実験実施者及び周辺施設等に対する公衆衛生、生活環境及び生態系保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(危険因子の把握)

第32条 学長及び管理者は、労働安全衛生上の危険因子を把握する。

2 危険因子の危険度の評価にあたっては、必要に応じて専門家に意見を求める。

3 病原微生物及び科学物質の危険度に対する評価は、関連するガイドライン又はデータベース等を参考にを行う。

4 危険因子を使用する区域や部屋には、危険因子の表示を行う。

5 遺伝子組換え実験、電離放射線を使用する動物実験等については、法の定めに従い行う。

(危険因子の取り扱い)

第33条 動物実験責任者は、動物実験計画の立案段階で、実験動物管理者に危険因子の種類と危険性について説明し、危険因子を有する実験動物の飼養・保管場所や安全設備の使用について、協力を求める。

2 動物実験責任者は、動物実験実施者及び飼養者に危険因子の危険性や取り扱い方法及び災害防止等に必要情報を提供する。

(実験動物による危害等の防止)

第34条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、当該実験動物の取扱い方法について相互に情報提供を行い、病原体に自然感染した実験動物から人への感染、実験動物の被毛等によるアレルギー及び実験動物による咬傷・搔傷等の危害等を予防する。

2 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物による危害等の予防及び防止にあたり、次の各号に定める事項を行う。

(1) 動物実験等の実施において実験動物の咬傷を受けないよう、動物実験実施者及び飼養者にあらかじめ必要な教育訓練を行う。

(2) 有毒動物等による咬傷等の事故に備え、必要な救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師等による迅速な救急措置が行える体制を整備する。

(3) 実験動物の飼養・保管及び動物実験等に関係のない者が、実験動物に接することのないよう必要な措置を講じる。

(実験動物の逸走等の防止)

第35条 管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう、必要な措置を講じる。

(実験動物の逸走時の対応)

第36条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が施設等から逸走した場合、速やかに捕獲に努めるとともに、関連機関等に連絡しなければならない。

(緊急時の対応)

第37条 管理者は、関係行政機関と協力のもと、地域防災計画等との整合性を図りつつ、あらかじめ地震・火災等への緊急事態発生時に採るべき措置を定める。

2 緊急事態が発生した場合、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害等及び環境保全上の問題等の発生防止に努める。

(生活環境の保全)

第38条 管理者等は、実験動物の汚物の適切な処理を行うとともに、施設等を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染、悪臭及び害虫等の発生を防止し、また、施設等の整備により騒音の防止を図ることにより生活環境の保全に努める。

2 動物実験等により発生した実験動物の死体や汚物等の廃棄物は、各自治体における廃棄物の分類に従って適正に処理する。

3 実験動物の死体や汚物等を一時的に保管する場合、悪臭の拡散や衛生昆虫等の飛来を防止する。

4 動物実験等に使用した注射筒や注射針は、感染性の医療系廃棄物として専用の容器に回収し、内容物の飛散等が生じないように厳重に保管し、各自治体の条例等に従って処理する。

第8章 教育訓練等の実施

(教育訓練の実施)

第39条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて、必要な教育訓練が確保されるよう努める。

2 教育訓練は、動物実験等に従事する前に実施し、動物実験終了後も必要に応じて行う。

3 教育訓練を行った場合は、実施日、教育内容、講師及び受講者氏名等を記録し、保存する。

4 教育訓練の項目は、原則として、次の各号に定める事項を含むこととする。

(1) 関連法令、条例、指針等及び本学の定める規程等に関する事項

(2) 動物実験等及び実験動物の取扱いに関する事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する事項

(4) 安全確保に関する事項

(5) 施設等の利用に関する事項

(6) その他学長が必要と認める事項

(情報公開)

第40条 学長は、本学における動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護及び正当な教育・研究活動への影響に配慮しつつ、適切な方法で公開を行い、本学における動物実験等に係る情報の社会的透明性の向上に努める。

第9章 雑則

(雑則)

第41条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第42条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。